第3回·第4回姬路市自治基本条例検討懇話会 決定事項

1 日 時

- (1) 第3回 平成23年11月14日(月) 13時30分~15時30分
- (2) 第4回 平成24年1月18日(水) 9時30分~12時05分

2 場 所

姫路市役所 本庁舎 9階 902会議室

3 審議手順

姫路市自治基本条例に盛り込む構成要素に規定する内容を決定するため、第3回と第4回の 2回にわたり事務局から資料1「自治基本条例の構成要素一覧」を説明し、各委員からの意見 をいただくという形式で審議を行った。

4 審議結果

以下を除き、概ね資料1に掲載されている事務局案が了承された。

≪事務局案から変更となった構成要素≫

構成要素	規定する内容	事務 局案	審議結果	委員意見(要旨)
市民活動団体 (コミュニティ)の責務・支 援 (資料1 P2)	責務として、 ② 行政との相互理解や 協働 ③ 民間相互の協働	×	0	・ 市民活動団体は、市民のため、 公共公益的な観点で働くという ことが基本であるから、市民の責 務とは別に、市民活動団体の責務 として、規定する必要がある。
事業者の責務 (資料 1 P2)	① 事業者は、市民活動に 対する民間相互の協働等 に努めること	×	0	・ 事業者は市民に含まれるが、他 都市では、一般市民とは異なる役 割を規定する傾向がある。
要望の記録と 公開 (資料1 P5)	(職員倫理条例の検討状況 に合わせて検討)	Δ	0	詳細は別の条例で定められるとしても、原則は謳わざるを得ないのではないか。

構成要素	規定する内容	事務	審議結果	委員意見(要旨)
公益通報 (資料 1 P5)	① 市長は、市政運営での 違法行為について、職員 からの通報を受ける体制 を整備すること ② 市は、通報を行った職 員が通報による不利益を 受けることがないように すること	Δ	0	 市役所の中には自浄作用があるということを市民に示し、安心して協働することができる相手であると信頼してもらうために、規定する必要がある。

5 要望事項

意見交換において、委員から次の要望事項があり、これらについては改めて検討することとなった。

- (1) 「外郭団体」について、設置目的を現状に応じて見直すような趣旨の文言を加えて欲しい。
- (2) 自治基本条例のパブリック・コメント時には、市民に分かりやすい資料を示して実施して欲しい。
- (3) 市政の重要な政策等については、策定段階ではなく、検討段階から情報を公開し、市民の参画と協働を推進して欲しい。
- (4) 「コミュニティ」、「コミュニティ活動」などの表現を整理して欲しい。
- (5) 「市民活動に対する支援」の要素を組み入れる場所を、再検討して欲しい。
- (6) 「新しい公共」という単語の取扱いを再検討して欲しい。
- (7) 条例施行時には丁寧な解説書を準備して欲しい。
- (8) 自治基本条例について中学生や高校生に知ってもらうよう、出前講座等の実施について検討して欲しい。